

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

産業部会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目																				
調整の方針																						
項目	備	考																				
<p>3. 農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令</p>	<p>農業委員会等に関する法律（抄） （設置）</p> <p>第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。</p> <p>2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令(<u>1</u>)で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全域又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。</p> <p>4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。</p> <p>5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。</p> <p>6 - 省略 -</p> <p>1 農業委員会等に関する法律施行令（抄） （2以上の農業委員会を置くことができる市町村）</p> <p>第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。</p> <p>【参 考】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">南部町</th> <th style="width: 20%;">南部川村</th> <th style="width: 15%;">合 計</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域面積(ha)</td> <td style="text-align: center;">2,608ha</td> <td style="text-align: center;">9,418ha</td> <td style="text-align: center;">12,026ha</td> <td>国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調(平成12年10月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>農地面積(ha)</td> <td style="text-align: center;">704ha</td> <td style="text-align: center;">1,519ha</td> <td style="text-align: center;">2,223ha</td> <td rowspan="2">2000年世界農林業センサス (平成12年2月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>農家戸数(戸)</td> <td style="text-align: center;">521戸</td> <td style="text-align: center;">1,137戸</td> <td style="text-align: center;">1,658戸</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	南部町	南部川村	合 計	備 考	区域面積(ha)	2,608ha	9,418ha	12,026ha	国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調(平成12年10月1日現在)	農地面積(ha)	704ha	1,519ha	2,223ha	2000年世界農林業センサス (平成12年2月1日現在)	農家戸数(戸)	521戸	1,137戸	1,658戸
区 分	南部町	南部川村	合 計	備 考																		
区域面積(ha)	2,608ha	9,418ha	12,026ha	国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調(平成12年10月1日現在)																		
農地面積(ha)	704ha	1,519ha	2,223ha	2000年世界農林業センサス (平成12年2月1日現在)																		
農家戸数(戸)	521戸	1,137戸	1,658戸																			

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

産業部会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目													
調整の方針															
項目	備	考													
3. 農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令	<p>農業委員会等に関する法律（抄） （選挙による委員）</p> <p>第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令(2)で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。</p> <p>2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。</p> <p>(委員の任期) 第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。</p> <p>2～5 - 省略 -</p> <p>2 農業委員会等に関する法律施行令（抄） （選挙による委員の定数の基準）</p> <p>第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 75%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">定数の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会。</td> <td style="text-align: center;">20人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会</td> <td style="text-align: center;">30人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会</td> <td style="text-align: center;">40人以下</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	定数の基準	1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会。	20人以下	2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下	3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下
	区 分	定数の基準													
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会。	20人以下													
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下													
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下													

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

産業部会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目													
調整の方針															
項目	備		考												
3. 農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令	<p>市町村の合併の特例に関する法律（抄） （農業委員会の委員の任期等に関する特例）</p> <p>第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p> <p style="margin-left: 20px;">二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間</p> <p>2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至まで減少するものとする。</p> <p>3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、第2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。</p> <p>4 - 省略 -</p>														
4. 先進事例	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">新市町村名</th> <th style="width: 20%;">合併の期日</th> <th style="width: 60%;">農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さいたま市</td> <td>平成13年5月1日</td> <td>3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として存在する。</td> </tr> <tr> <td>西東京市</td> <td>平成13年1月21日</td> <td>農業委員会委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</td> </tr> <tr> <td>篠山市</td> <td>平成11年4月1日</td> <td>農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新町の農業委員会の選挙により委員として在任する。</td> </tr> </tbody> </table>			新市町村名	合併の期日	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	さいたま市	平成13年5月1日	3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として存在する。	西東京市	平成13年1月21日	農業委員会委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	篠山市	平成11年4月1日	農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新町の農業委員会の選挙により委員として在任する。
新市町村名	合併の期日	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い													
さいたま市	平成13年5月1日	3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として存在する。													
西東京市	平成13年1月21日	農業委員会委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。													
篠山市	平成11年4月1日	農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新町の農業委員会の選挙により委員として在任する。													